

令和 3 年
第 10 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 10 月 28 日（木） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 1 人） 14 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 64 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 66 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 67 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 69 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 10 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 156 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませか。

宮原委員 農地情報公開システムとは農地ナビのことなんですか。

事務局長 農地情報公開システムとは事務局サイドで使っている農地台帳のシステムです。これに入力した情報が農地ナビ、いわゆるインターネット上に公開されるという仕組みになっております。

議 長 他にございませんか。

本木下委員 29 日の研修センターの終了式の関係ですが、どこの地区の研修終了生ですか。

事務局長 修了生は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、令和元年 11 月から 2 年間の研修を終えて明日終了式があります。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、16 番 下之門 委員、17 番 東垂水美智子 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日 10 月 28 日の 1 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第 3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。50 頁をお開きください。審議番号 1 の行の受付番号 114 とありますが、92 に訂正をお願いします。

続きまして、資料の差替えをお願いします。73 頁です。審議番号 1 として 3 筆を追加していますので、その分の関連資料になります。次に 80 頁の差替えをお願いします。審議番号 1 に⑥の 1 筆を追加し、審議番号 2 の耕作者及び一時転用の期間を変更しています。最後に 107 頁の差替えをお願いします。

す。審議番号1から⑥の1筆を削除しています。これにつきましては、申請地の所有権移転がなされていたことから、5条申請から4条申請に移し替えたものです。以上です。

説明いたします。先ず、3頁でございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。

貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

所有権移転によるものです。地目の内訳は、畑1筆 1,124 m²で、知覧地域です。

続きまして6～16頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が65件ございました。

貸人は、枕崎市の〇〇〇〇さん、借人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの19件、借人主導によるもの46件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが34件となっております。地目の内訳は、田73筆 52,488 m²、畑38筆 45,807 m²の合計111筆 98,295 m²で、頴娃地域9件、知覧地域14件、川辺地域42件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は18頁～22頁で、今回は、新規認定3件、再認定12件であります。一覧表は19頁、新規認定個別表は、20頁からになります。

まず、整理番号1、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、たばこ450a、人参300a、カボチャ30aの経営を行っていますが、今後は、人参を400aまで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号 2，颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在，茶 643 a の経営を行っていますが，今後は，茶を 700 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号 3，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在，水稻 200 a の経営を行っていますが，今後は，水稻 700 a，ソバ 350 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

また，再認定 12 件の個別表は，資料の 21 頁からになりますので，お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても，あくまでも報告事案でございますので，御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 5 議案第 64 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって，現地調査員の報告をお願いいたします。梶山委員お願いします。

梶山委員 報告いたします。24 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 26～28 頁になります。

申請人は，東京都〇〇の〇〇〇〇株式会社です。

申請地は，颯娃町〇〇〇〇番〇 外 1 筆，畑 174 m²で，〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は，東京都に本店を置き，太陽光発電事業を営む法人であり，平成 29 年 3 月に分筆，取得した申請地を南側に設置した太陽光発電施設の管理用通路として利用していることから，農用地区域から除外するものです。本来は分筆と同時に申請をしておくべきものであったと思われます。

申請地の北側は畑に，東側は里道に，南側，西側は農道に接しています。

現状の砂利舗装のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ，日照・通風等については，建築物を設けないので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号 2 番です。関連資料は 29～31 頁になります。

申請人は，鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は，颯娃町〇〇〇〇番〇，畑 2,410 m²の内 70 m²で，〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、手続きを経ずに申請地の一部に農業用倉庫を建築し利用していることから、南薩土地改良区からの指摘により、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側、南側は畑に、東側は農道に、西側は市道に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については建築物の高さを抑制しているので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。なお、倉庫につきましては平成の始めの頃に建設をし、当初は農業施設のため申請が必要ないとの見解で申請していなかったものです。

以上で報告を終わります。

議長 次に、大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は32頁～34頁になります。

申請人は、南さつま市の 有限会社〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆、雑種地76㎡の内68㎡、山林74㎡で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、申請地一帯で〇〇〇業を営む法人であり、既に整備済みの調整池の一部で分筆が完了した1筆及び事業の拡大に伴い増設する調整池の一部で里道の払下げが完了した1筆について、農用地区域の農業用施設用地へ編入するものです。

〇〇〇〇番〇は既存の調整池の一部であり、〇〇〇〇番〇の周囲は山林です。現況及び計画から見て、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、今市委員をお願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は35頁～38頁になります。

申請人は、福岡市の株式会社〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑1,074㎡の内15㎡で、〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、電気通信事業を営む法人であり、周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため、申請地の一部に携帯電話基地局を設置しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請部分は、現在耕作されていない農地の一部、南西の隅に位置することから、土砂流出、雨水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及

ばす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号 5 番です。関連資料は 39～43 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外 7 筆、畑 15,268 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は〇〇〇〇に関する事業を統括する法人であり、〇〇〇、〇〇〇の各事業所で行ってきた農業関係資材の取り扱い施設が、事業規模拡大により手狭となったため、拠点型広域配送センターを整備し、業務の効率化を図ろうとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は県道、畑に、東側は県道に、南側は宅地、市道に、西側は里道に接しています。

20 cm 程度の盛土、1 m 程度の切土を行うが法面保護を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は流出抑制槽を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番の農振除外につきましては、申請人が申請地の南側に設置した太陽光発電施設の管理用通路として利用することから、代替地の検討はしていませんが、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。なお、農振除外後に 4 条転用申請がなされる見込みです。

審議番号 2 番の用途区分変更につきましては、申請人は、手続きを経ずに平成 3 年頃に申請地の一部に農業用倉庫を建築し利用しており、追認での申請であることから代替地の検討はしていませんが、顛末書が提出されています。営農に必要な農業用倉庫の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

審議番号 3 番の農用地区域への編入につきましては、申請人は、申請地一帯で〇〇〇業を営む法人であり、申請地は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の

農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある土地で、既存の調整池の一部及び増設する調整池の一部であることから、妥当な変更であると判断されます。

審議番号4番の農振除外につきましては、申請人は、電気通信事業を営む法人であり、周辺地域に良好な携帯電話サービスを提供するため、申請地の一部に携帯電話基地局を設置しようとするもので、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。なお、転用許可は不要です。

審議番号5番の農振除外につきましては、申請人は、〇〇〇〇に関する事業を統括する法人であり、〇〇〇、〇〇〇の各事業所で行ってきた肥料、飼料、農薬等の農業関係資材の取り扱い施設が、事業規模拡大により手狭となったため、拠点型広域配送センターを整備し、業務の効率化を図ろうとするもので、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。代替地を検討しましたが合意に至らなかったとのことです。なお、同時に5条転用許可申請がなされております。

続きまして、25 頁の株式会社〇〇〇〇の案件につきまして、状況報告をいたします。

自己所有地である〇〇〇〇に〇〇及び地下水ボーリング場を整備するという目的で、農業用施設用地への用途区分変更申請がなされ、農政課から意見書要請があったもので、今月の現地調査も実施した案件です。

これにつきましては、地元の〇〇〇自治会から市長及び農業委員会会長宛てに反対の旨の陳情書が提出されているところです。

市も当事者双方から意見を聞いたうえで、お互い納得できる内容での協定書の締結等の提案をしていますが、いまだ調整の目途がたっていません。

また、自治会から〇〇〇〇へ今後の増設計画の有無や大雨時の汚水流出対策等についての質問書が提出され、書面での回答があったことから、その内容について11月中旬に再度地元説明会が開催されることになっています。

このような状況ですので総会で審議するのは困難と判断し、今後、協定書の締結等何らかの進展があった場合に改めて審議いただく予定です。

以上、補足説明及び状況報告を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議

をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

池田委員 ○○○○の件につきまして説明がありましたが、昨日○○○地区の自治会長と話をしました。その中で今の考えとか状況を聞き取りしました。先程の説明がありましてとおり、業者を通じて○○○○の経営者とやり取りをして質問書を出しているが、そこから納得いく回答が得られないことがあるとのことで失望しているということを言っておられました。これまでの先方とのやり取りを考えると不信感がぬぐえない。この○○○地区はお茶農家がほとんどです。そのお茶農家はこの計画が進んでいって非常に広大な土地に○○がどんどん際限なく造られていくんじゃないかということで、最も心配されるということを言っておられました。協定書をしっかりと協議して進めていければということでありました。

そういったことで先程の農地係長の説明がありましたが、私もこれを聞いてやはり信頼関係が業者と地域の信頼関係が薄れているという状況ですので、これを修復して協定書の締結に結びついて次に進めればよいと思いますが、それまでは農業委員会には慎重な対応が必要かと思います。

議 長 共存共栄ということでお互いが納得できるまでは難しんじゃないかと私も思って、事務局とも相談して両方納得した上での提出じゃないと審議は厳しいんじゃないかと、そういう現状であります。

他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 64 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可につい

てを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。50～52 ㊦の 3 条所有権移転 22 件でございます。

譲渡人は、枕崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 4 筆 2,146 m²、畑 33 筆 32,194 m²の合計 37 筆 34,340 m²で、理由につきましては、規模拡大 12 件、規模拡大に伴う受贈 3 件、受贈 3 件、相手方の要望 2 件、空き家物件に接続する農地の取得 2 件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 115 千円から 4,127 千円で、地域別では、頴娃地域 5 件、知覧地域 8 件、川辺地域 9 件ございます。

ただいまの 4,127 千円の案件は 52 ㊦の審議番号 18 番の 424 m²で 1,750 千円の取引価格でございます。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました 53～70 ㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

また、71 ㊦につきましては、審議番号 4 番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。空き家が建っている宅地〇〇〇〇番〇と接続する、空き家所有者の農地〇〇〇〇番〇を同時に取得しようとするものです。

同じく、72 ㊦につきましては、審議番号 6 番の空き家が建っている宅地〇〇〇〇番〇と接続する、空き家所有者の農地〇〇〇〇番〇を同時に取得しようとするものです。

続きまして、先程差替えをお願いしました 73 ㊦の 3 条 区分地上権設定 3 件でございます。

この案件につきましては、後程 107 ㊦の 5 条賃借権設定で審議いただきます営農型太陽光発電施設に関連しますが、地上の空間の一定の範囲を目的として設定され、その空間を使用できるという権利です。営農型太陽光発電施設につきましては、土地所有者と施設設置者が異なる場合には、5 条許可と同時に 3 条 区分地上権設定が必要なことから申請がなされたものです。

営農型太陽光発電施設への転用につきましては、去年の 12 月総会で 2 件審議されましたが、申請件数が少ない案件ですので、その概要について簡単に説明させていただきます。

74 ㊦をお開きください。施設の構造図です。追尾式一本足タイプになります。太陽をずっと追って水平方向、垂直方向に動くタイプの太陽光発電でございます。1 筆につき 3 基ずつ設置するものです。通常、農用地区域内農地、第 1 種農地には太陽光発電施設の設置は許可できませんが、農地に支柱を立て、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する場合は、支柱

部分について一時転用許可可能となります。転用期間は認定農業者等が耕作する場合は10年以内、それ以外は3年以内となっています。

申請内容に対する確認事項としましては、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることとなっており、単収が地域の平均的な単収の概ね2割以上減少しない、農作物の品質に著しい劣化が生じていない、農業機械が稼働するスペースが確保されている等の要件があります。また、これらを証する書類として、営農計画書、必要な知見を有する者の意見書、先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例等を申請書に添付するようになっています。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち、〇〇委員が21番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

梶山委員 先程説明がありました地上権設定ですが、備考欄に許可日から10年とありますが10年経ったら更新するということですか。

農地係長 これにつきましては、更新ではなくて再申請をしましてまた許可となります。

梶山委員 再申請でダメであったら場合は撤去ということですか。

農地係長 要件を満たさなかった場合はそうです。あと10年間で下で農業をしなくなった時も撤去です。

梶山委員 2つめは畑の真ん中に建って両サイドは畑で使うということですか。

農地係長 ここにつきましては、今現在黒畑の状態でございます。配置位置については太陽の向きを考えて配置をするということで、ここは筆は別で3筆に分かれております。

梶山委員 一枚で利用するということですか。

農地係長 〇〇〇〇番〇のみです。

梶山委員 そこもやっぱり畑をするということですか。

農地係長 キャベツを作られるということで営農計画はあがってきております。

議 長 要するに生産性が2割減までですよ。80%は維持してください。毎年1回報告書が営農の場合は提出がなされて、そこで著しく低下した場合には何らかの指導が入るということです。
他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第65号 農地法第3条許可申請のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第65号のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 引き続き、議案第65号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(1人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第65号のうち、議事参与の制限に該当する案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第65号のうち、議事参与の制限に該当する

案件については申請どおり許可することに決定いたします。下之門委員の入室を許可いたします。

(1人 入室)

議 長 ○○委員に報告いたします。議案第 65 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 7 議案第 66 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。東垂水勝秀委員をお願いします。

東垂水勝秀委員

80 頁の審議番号 1 番 2 番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は 81～88 頁になります。

審議番号 1 番の申請人は、知覧町○○の○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番 外 2 筆、畑 1,057 m²のうち 0.46 m²及び 963 m²のうち 0.46 m²、940 m²のうち 0.46 m²で、○○○自治会西側に位置します。

申請人は、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、自ら下部の農地でキャベツ、柿、茶の栽培を継続しながら、上部空間に追尾式一本脚タイプの営農型太陽光発電施設を設置し、1 筆につき地表部の直径 44 cm の支柱 3 本分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。

審議番号 2 番の申請人は○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○○○番、畑 901 m²のうち 0.46 m²で、○○○自治会西側に位置します。

申請人は、農地の有効活用及び収入の確保を図るために、認定農業者が下部の農地で茶、柿の栽培を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電施設を設置し、地表部の支柱 3 本分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。

審議番号 1 番 2 番の申請地は全て農振農用地区域内にあり、一部は山林等に接していますが、周囲は概ね畑に接しています。

下部は農地のままで利用するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼさないよう設置位置を確認し、必要な場合は変更するよう要請するとともに、施工に伴う茶の抜根については、最小限にとどめるよう要請しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 この案件につきましては、先程の3条の区分地上権設定と同じ構造の営農型太陽光発電施設を4条申請ですので御自分の土地に御自分で設置するという申請でございます。下部の農地につきましては1番につきましては認定農業者である御本人さんが耕作されます。2番につきましては利用権設定をしている認定農業者の方が耕作されるということで10年間の一時転用ということでございます。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、営農計画書及び営農への影響見込みについての農協営農指導員の意見書等も提出されています。

農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、一筆につき地表部の支柱3本分について、許可日から10年の『一時転用』に区分されます。

なお、審議番号1番2番は農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 営農作物であります。ただいま現地の調査報告についてJAの指導員の方が行うということでありましたが、今回お茶とかキャベツについてはJAの方で分かると思いますが、サカキについてはやはりJAさんなのか教えてください。

農地係長 農協の営農指導員からの意見書というのが遮光率といいまして、影になる部分その率、その部分の意見をもらっています。営農型につきましては動く

ので影になる部分が限定的であるということで通常のかぶせるタイプ，これがだいたい 40%以上遮光率，今回の 5 条にもでてきていますが 30%未満でおさまっているというかたちでの意見書です。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 66 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第 66 号に係る案件については，申請どおり許可相当とし，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に，日程第 8 議案第 67 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって，所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。松菌委員をお願いします。

松菌委員 報告いたします。90 分の審議番号 1 番です。関連資料は 92～95 分になります。

譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，〇〇さん御夫妻，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇，畑 1,978 m²内 457 m²及び 163 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，市内に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築し，併せて通路を整備しようとするものです。

申請地の北側，東側は畑に，南側は市道に，西側は転用許可済の宅地予定地に接しています。

土砂流出，雨水，污水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号 2 番です。関連資料は 96～98 分になります。

譲受人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇

さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外1筆、田 822 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、申請地道路向かいの自宅で〇〇〇業を営んでおり、自宅の資材置場が手狭であることから、申請地を譲り受けて、資材置場を整備しようとするものです。

申請地の北側は市道に、南側は田に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号3番です。関連資料は99～102頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外1筆、畑 600 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市外に実家住まいであるが、家族が増え実家が手狭になり、職場も市内であることから、申請地を譲り受けて、北側に接する宅地の一部を通路として、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、西側は宅地に、東側は畑に、南側は水路に接しています。

土砂流出、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、雨水、汚水・生活雑排水については、南側水路が機能しているか、流末も含めて十分確認するよう、要請しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、今市委員お願いします。

今市委員

報告いたします。審議番号4番です。関連資料は103～106頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 212 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内で〇〇〇を販売する会社を経営しており、既存の倉庫が近隣の大型店舗開発に伴い取り壊しとなったことから、申請地を譲り受けて、〇〇〇を保管する倉庫を建築しようとするものです。

申請地の北側、南側は宅地に、東側は里道に、西側は水路に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、賃借権設定について、東垂水勝秀委員お願いします。

東垂水勝秀委員

107 号の審議番号 1 番から 3 番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は 109～120 号になります。

審議番号 1 番の借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外 2 筆、畑 10,378 m²のうち 0.46 m²、1,275 m²のうち 0.46 m²、5,622 m²のうち 0.46 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、農地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、自ら下部の農地で茶、キャベツの栽培を継続しながら、上部空間に追尾式一本脚タイプの営農型太陽光発電施設を設置し、1 筆につき地表部の直径 44 cm の支柱 3 本分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。

審議番号 2 番の借人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑 1,066 m²のうち 0.46 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、農地の有効活用及び収入の確保を図るために、申請地を借り受けて、認定農業者が下部の農地で茶の栽培を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電施設を設置し、地表部の支柱 3 本分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。

審議番号 3 番の借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑 2,718 m²のうち 0.46 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、農地の有効活用及び収入の確保を図るために、申請地を借り受けて、認定農業者が下部の農地で茶の栽培を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電施設を設置し、地表部の支柱 3 本分の面積について、10 年の一時転用許可を得ようとするものです。

審議番号 1 番から 3 番の申請地は全て農振農用地区域内にあり、一部は山林等に接していますが、周囲は概ね畑に接しています。

下部は農地のままで利用するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼさないよう設置位置を確認し、必要な場合は変更するよう要請するとともに、施工に伴う茶の抜根については、最小限にと

どめるよう要請しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は121～124頁になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇、貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。
申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。
一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。
なお、審議番号3番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である概ね500㎡を超えていますが、申請地2筆の筆界は1m程度の段差があり、下りスロープを設けないと車が進入できず、併せて〇〇〇〇番の北側は形状が歪で有効活用できないため車の旋回場所として利用する旨の理由書が添付されており、妥当な申請であると判断されます。
審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に消防署及び社会福祉施設等の公共施設、公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。
審議番号2番につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことでした。
審議番号3番、4番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

なお、審議番号2番につきましては、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、資料の107～108頁でございます。

5条申請賃貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番から3番につきましては、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、営農計画書及び営農への影響見込みについての農協営農指導員の意見書等も提出されています。

審議番号1番から3番の農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、一筆につき地表部の支柱3本分について、許可日から10年の『一時転用』に区分されます。

審議番号4番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、県道の沿道の区域に建設される流通業務施設であることから第1種農地の不許可の例外である『流通業務施設等』に区分されます。

なお、審議番号1番から3番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

また、審議番号4番につきましては、農振除外の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

大隣委員 追尾型太陽光発電施設は市内でも数少ないのが現状なんです。これについては営農実績を1年1年提出しないといけないということで、昨年も1件追尾型太陽光発電の申請がなされて許可いたしました。それについて実績などがでていれば確認しておきたいと思います。

農地係長 昨年の12月の初めに許可を2件だしております。下の農地で里芋を栽培

するということで3月に植えるということで収穫も終わっていて、その収量の報告については毎年2月いっぱい報告をあげるということになっています。昨年許可した分について2月にきた時はまだ植えてなくてまだ耕作していないということで1回もらっているんですが、来年の2月中にはそれがあがってくると思います。現地はどういうかたちで収穫されたのか、栽培されているのは見ているのですが実際の収穫の収量関係についてはまだあがってきておりません。2月いっぱいまで報告していただくようになっています。

大隣委員 実績がでた際にはそういった報告も委員会でももらいたいです

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第67号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第67号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第68号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。127 頁を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇外2件です。
畑5筆 12,012 m²で、理由につきましては、規模拡大2件、受贈1件です。取引価格につきましては、10a 当たり 178 千円から 447 千円で、颯娃地域2件、知覧地域1件です。
続きまして、129～142 頁の「賃貸借利用権の設定」です。
利用権を設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、

穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 82 件です。

設定面積は、田 67 筆 37,047 m²、畑 85 筆 153,340 m²の合計 152 筆 190,387 m²で、穎娃地域 13 件、知覧地域 20 件、川辺地域 50 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 34 件、設定面積は、田 54 筆 22,924 m²、畑 2 筆 2,706 m²の合計 56 筆 25,630 m²で、知覧地域 1 件、川辺地域 33 件となっております。

続きまして、144～149 分の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇 外 33 件です。

設定面積は、田 32 筆 18,803 m²、畑 30 筆 48,073 m²の合計 62 筆 66,876 m²で、穎娃地域 1 件、知覧地域 30 件、川辺地域 3 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員 が4 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号 に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件につ

いて、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 68 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員 の退室を求めます。

(1 人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 68 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。 〇〇委員 の入室を許可いたします。

(1 人 入室)

議長 〇〇委員 に報告いたします。議案第 68 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 69 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。151 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 152～155 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番、田 636 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、自宅隣の申請地を平成 17 年頃に農地利用変更届により盛土をして畑にしたが、耕作に適さず、自家用車及び農業機械用のカーポートや農業資材及び植木鉢等を収納する物置等が必要になったことから、平成 20 年頃に設置し、現在も利用しています。

周囲に耕作している農地はなく、農地への復元は著しく困難であり、今後
も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、155 市の市の非農地に係る取扱基準第 5 条第
2 号アの規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年
数を勘案した上で、農地への復元は著しく困難であり、周囲に耕作している
農地はない状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはない
と判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件につ
いて審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 69 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得な
いものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号については、申請どおり証明書を交付することに決
定します。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

雪丸委員 茶の抜根について、茶業課に行って茶を放棄した茶園があつてそれを抜根
したいのだが補助事業はないかと言ったら、昨年まで作っていたお茶につい
ては抜根の補助があるが、放棄して 2，3 年経った茶については抜根の補助
はないということで、農政課にも聞いたんですが。

荒廃した畑をもう一度抜根して作りたいという案件がありまして、それ
に対して補助金をだしてもらえないだろうかと思ひまして。

- 農地係長 お茶に限らず遊休荒廃農地を耕作できる状態に条件整備し継続して耕作する方については 10a 当たり 10 万円の、1/3 以内で補助金が遊休農地等活用条件整備事業というので今しているところであります。
- 雪丸委員 年が経っていたらできないと言われたのでそれはおかしいと思って。
- 農地係長 年数は関係なく遊休荒廃地化している土地について、ちょっと機械が入れば耕作できる状態ではダメですけれども、刈取、伐根、持出、スキをかけたりにして整地をしたかたちであれば遊休農地活用条件等整備事業ということで年間百万円 3 ha 分については予算を組んであります。要件としましてはその土地を取得するか、利用権設定で貸し借りの契約を結んで最低 5 年間は継続して耕作するという条件であります。
- 議 長 農地係の方に申請すれば、予算がありますので予算をオーバーした場合は次年度ということになりますけれども。
- 雪丸委員 それは 1 年間ずっと受け付けているのですか。
- 農地係長 見に行って該当するかしらないか判断してしますので、申し出があれば現地を確認してみながらします。あと地区的なものがあり、顚娃ばかりとはいかないです。今年につきましては半分程度残っています。
- 本木下委員 条件があるはずですがけれども。人・農地プランとか条件はなかったで しょうか。
- 農地係長 認定農業者が利用権設定して、最低 5 年間は継続して耕作するという ことで。
- 議 長 他にございませんか。
- 宮原委員 ニュースで農地情報公開システムの整備に 137 億円かけたが、更新が多く の農業委員会でされていないと会計検査院が指導をしたとあったが、農地情 報公開システムというのは農地ナビのことだと思いますけど、従来の農地台 帳システムで十分機能しているということで、多くのところで農地ナビまで 反映していないということではないんでしょうか、全国的には。

事務局長 昨年度会計検査院がはいって農地情報公開システムの運用状況について検査をしています。

農業委員会で使っている農家台帳で整備したものがインターネット上で全国農地ナビに情報がでてくるんですけども、全国統一のシステムを農水省が作ったんですけども、使い勝手が悪いということで、それまで使っていたシステムが使い勝手が良いということで、なかなか全国統一したシステムに移行していないということで利用が思わしくないということで指摘があったようです。うちは月に1度は情報を更新しています。ただインターネット上で見るのは所有者の名前とか耕作者の名前、住所とか個人情報が特定できるのはできません。

宮原委員 個人情報だから、一番知りたいのは所有者とか耕作者とかを知りたいんだけど、結局農業委員会に聞かないと分からないということですね。

議 長 他にございませんか。

雪丸委員 (農政課の補助事業について)

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようではありますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでもありますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第10回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後3時40分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 16 番 _____

会議録署名委員 17 番 _____